

最上川第二漁業協同組合内共第6・7・8・9号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、最上川第二漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第6号・7号・8号・9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域内において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いわな、にじます、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、釣り、徒手採捕又はたも網、すくい網による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに第7条第1項第1号、同項第2号及び同条第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

| 漁具・漁法 | 規 模 |
|-------|----------------------------------|
| すくい網 | 間 口 1.2メートル以下 |
| たも網 | 網口径 1.0メートル以下 |
| 投 網 | 全 長 4.0メートル以下 |
| 四ツ手網 | 全 長 3.6メートル以下 |
| 刺 し 網 | 全 長 20.0メートル以下で遊漁者1名につき2枚を限度とする。 |
| | 網 丈 1.8メートル以下 |

- 3 1枚網以外の刺し網を使用して遊漁をしてはならない。
- 4 オランダ釣りによる遊漁をしてはならない。
- 5 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中網漁具を使用して遊漁をしてはならない。

| 区 域 | | 期 間 |
|---------|--------------------------------|-----|
| えびづる沼 | 東根市大字島大堀地内 | 周 年 |
| 大 沼 | 西村山郡西川町大字沼山地内 | |
| 長 沼 | 西村山郡西川町大字沼山地内 | |
| 寺 津 沼 | 天童市大字寺津地内 | |
| 寒 河 江 川 | 西村山郡西川町大字本道寺地内寒河江ダムより下流水ヶ瀬ダムまで | |

| | | |
|--|---|--------------------|
| 西村山郡西川町大字大井沢地内泥沢との合流点から上流根子川橋下流端までの寒河江川本流及びその支流(大井沢川においては大井沢川第1ダムまで、大桧原川においては大桧原川第1ダムまで、根子沢川においては根子沢川第1ダムまで) | | |
| 富並川 | 村山市富並地内里橋下流端から下流300メートルの地点まで | 7月1日から 9月1日正午まで |
| 乱川 | 東根市大字沼沢地内向田橋上流端から上流及び下流それぞれ500メートルの地点まで | |
| 白水川 | 東根市大字泉郷地内観音橋上流端から上流及び下流それぞれ500メートルの地点まで | |
| 寒河江川 | 寒河江市慈恩寺地内昭和堰堰堤から下流寒河江川橋上流端まで | |

6 次の表の左欄に掲げる漁具を使用した遊漁は、中欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中してはならない。

| 漁具 | 区 域 | 期 間 |
|---------|--|-----|
| かえしのある針 | 西村山郡西川町大字大井沢地内二ツ掛橋上流端から上流根子川橋下流端までの寒河江川本流及びその支流(大井沢川においては大井沢川第1ダムまで、大桧原川においては大桧原川第1ダムまで、根子沢川においては根子沢川第1ダムまで) | 周 年 |

7 次の表の左欄に掲げる漁具を使用した遊漁は、右欄に掲げる条件を守らなければならない。

| 漁具 | 条 件 |
|-----|-----------------------|
| 刺し網 | 漁場を離れてはならない |
| | 鉄筋杭(人工的工作物)を使用してはならない |

8 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法により、中欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、右欄に掲げる区域内でなければしてはならない。

| 漁具・漁法 | 魚 種 | 区 域 |
|-------|-----|-------------------------------|
| ルア一釣り | あゆ | 寒河江市三泉地内の寒河江川橋上流端から下流溝延橋上流端まで |

9 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法により、イ欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、ウ欄に掲げる区域内及びエ欄に掲げる期間中でなければならない。

| ア 漁業の方法 | イ 魚種 | ウ 区 域 | エ 期 間 |
|----------------|------|---|-----------------------|
| がら掛け (掛け釣り) | あゆ | 東村山郡中山町小塩地先から村山橋下流端まで、並びに西村山郡河北町谷地橋下流端より下流1kmまでの最上川 | 組合が定めて公示する日から10月31日まで |

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

| 魚 種 | 期 間 |
|--|-----------------------|
| さくらます（海域での生活を経て淡水域で生活するものに限る。以下同じ。） | 4月1日から8月31日まで |
| やまめ（さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう。以下同じ。） | 4月1日から9月30日まで |
| いわな | 4月1日から9月30日まで |
| にじます | 4月1日から9月30日まで |
| あゆ | 組合が定めて公示する日から10月31日まで |
| もくずがに | 9月1日から12月31日まで |
| かじか | 6月1日から翌年の3月31日まで |

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種の、中欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる区域内において4月1日から10月31日の期間内に行うことができる。

| ア 魚 種 | イ 漁具・漁法 | ウ 区 域 |
|-------|----------------------------|--|
| にじます | 釣り | 西村山郡西川町大字本道寺地内寒河江ダムより下流水ヶ瀬ダムまでの寒河江川 |
| | | 西村山郡西川町大字大井沢地内二ツ掛橋上流端から上流根子川橋下流端までの寒河江川本流及びその支流（大井沢川においては大井沢川第1ダムまで、大桧原川においては大桧原川第1ダムまで、根子沢川においては根子沢川第1ダムまで） |
| | 釣り（船舶を使用する場合は組合が認めたものに限る。） | 西村山郡西川町大字沼山地内大沼 |

3 第1項の公示は、組合及び組合が委託する遊漁承認証販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

| 区 域 | | 期 間 |
|------|--|-----|
| 最上川 | 東村山郡中山町大字長崎地内三郷堰頭首工から下流50メートルの地点まで | 周 年 |
| | 西村山郡河北町谷地地内谷地橋上流端から上流500メートル及び下流200メートルの地点まで | |
| 寒河江川 | 西村山郡西川町大字沼山地内村山広域水道取水堰堤から下流100メートルの地点まで | |
| | 西村山郡西川町大字太郎地内東北電力原取水堰堤から下流50メートルの地点まで | |
| | 西村山郡西川町大字吉川地内東北電力石田取水堰堤から下流50メートルの地点まで | |

| | | |
|--|---|-----|
| | 西村山郡西川町大字吉川地内高松堰頭首工中心から上流100メートルまで及び下流上野大橋上流端まで | |
| | 寒河江市大字慈恩寺地内昭和堰頭首工中心から上流及び下流それぞれ100メートルの地点まで | |
| 留山川 | 押切川との合流点の上流500メートルの地点を基点としてその上流150メートルまで | |
| 西村山郡西川町大字大井沢地内二ツ掛橋上流端から上流見附堰堤までの寒河江川の支流（滝淵沢、大沢、ニカワ沢、ハタノ沢、蛇バミ沢、ヤナバ沢、ワサビ沢、アミサス沢、姥沢、上ノ沢、行沢、佐渡ノ沢及び口黒沢） | | 周 年 |
| 西村山郡西川町大字志津地内の大越川支流石跳川 | | 周 年 |

2 次の表の左欄に掲げる場所においては、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

| 場 所 | 期 間 |
|--------------------------|-----|
| 寒河江市大字白岩地内寒河江川に架かる臥龍橋の橋上 | 周 年 |

（大きさの制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| 魚 種 | 大 き さ |
|------------|--------------|
| こい | 全長 20センチメートル |
| ふな・うぐい（はや） | 全長 5センチメートル |
| もくずがに | 甲幅 5センチメートル |

2 腹部に外卵を抱いているもくずがには、採捕してはならない。

（水産資源の保護に関する制限事項）

第7条 第3条から前条までの規定にかかわらず、遊漁者は組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認めて公示した制限事項に従わなければならない。

（遊漁料の額及び納付方法）

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、あゆに係る遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動物についての遊漁もできるものとする。

| 魚 種 | 漁具・漁法 | 遊 漁 料 | |
|--|------------------|--------|--------|
| | | 1 日 | 1 年 |
| うぐい(はや)、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いわな、にじます、もくずがに | 徒手採捕、釣り、すくい網、たも網 | 1,500円 | 8,000円 |
| あゆ | 友釣り、ルアー釣り、どぶ釣り | 2,000円 | |

(2) 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員の指示により納付する場合における一般遊漁料の額は、(1)に規定する金額に1,000円を加算した額とする。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、中学生以下の一般遊漁料の額は、無料とする。

2 特別遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、期間1年の一般遊漁料を納付した場合は、一般の遊漁もできるものとする。

| 魚 種 | 漁具・漁法 | 期 間 | 遊 漁 料 |
|---|-----------|-----|---------|
| あゆ | がら掛け | 1年 | 10,000円 |
| あゆ、うぐい(はや)、こい、ふな、 かじか、さくらます、やまめ、 いわな、にじます、もくずがに | 四ツ手網 | 1年 | 10,000円 |
| | せん(筒) | 1年 | 10,000円 |
| | はえなわ(置針り) | 1年 | 10,000円 |
| | 投 網 | 1年 | 15,000円 |
| | 刺 し 網 | 1年 | 15,000円 |
| | 投網及び刺し網 | 1年 | 23,000円 |

3 遊漁料は、組合が別に定めて公示する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁する場所において漁業監視員に納付することができる。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第4項の納付があったときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁証の承認等に関する事項)

第10条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域内において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法により遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめイ表右欄に掲げる遊漁料を納付し、かつ、当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会(以下「内水連」という。)の承認を受けなければならない。
ア表

| 漁 場 区 域 (漁 業 権 番 号) |
|--|
| 内共第1号、内共第2号、内共第3号、内共第4号、内共第5号、内共第6号、 内共第7号、内共第8号、内共第9号、内共第10号、内共第11号、内共第12号、 内共第13号、内共第14号、内共第15号、内共第16号、内共第17号、内共第18号、 内共第19号、内共第20号、内共第21号、内共第22号、内共第23号、内共第24号、 内共第25号、内共第26号、内共第27号、内共第28号 |

イ表

| 水産動植物 | 漁具・漁法 | 遊 漁 料 |
|----------|----------------|-------------|
| 全魚種 | さお釣り(掛け釣りを除く。) | 1年間 31,000円 |
| あゆを除く全魚種 | 同 上 | 1年間 20,000円 |

- 2 前項の承認により遊漁をするときは、ア表の漁場区域を管理する組合の遊漁規則に従うものとする。
- 3 前1項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、組合が別に定めて公示する場所又は内水連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、河川の堤防又は護岸施設等を破損してはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。